

函館市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 3 1 号

函館市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

函館市駐車場条例施行規則（昭和 4 5 年函館市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 5 中「箇所」の後ろに「（二輪自動車にあつては、後輪の泥よけ等の見やすい箇所）」を加える。

別記第 1 号様式添付書類中「自動車検査証」の後ろに「または軽自動車届出済証」を加える。

別記第 2 号様式注意事項第 2 項中「箇所」の後ろに「（二輪自動車にあつては、後輪の泥よけ等の見やすい箇所）」を加える。

別記第 3 号様式の 2 添付書類第 2 項中「自動車検査証」の後ろに「または軽自動車届出済証」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和 7 年 4 月 1 日から函館市元町観光駐車場（立体式）（第 7 条の 2 第 1 項に規定する月ぎめ駐車場に限る。）を二輪自動車（函館市駐車場条例（昭和 4 5 年函館市条例第 4 1 号）別表第 1 備考第 5 項に規定する二輪自動車をいう。）を駐車するために使用する場合における第 1 0 条第 2 項本文の規定の適用については、同項本文中「毎月末日までに翌月分」とあるのは、「令和 7 年 4 月 7 日までに当月分」とする。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の別記第 1 号様式および別記第 3 号様式の 2 の規定に基づき提出されている申請書ならびに改正前の別記

第 2 号様式の規定に基づき交付されている月ぎめ駐車券は，改正後の別記第 1 号様式および別記第 3 号様式の 2 の規定に基づき提出された申請書ならびに改正後の別記第 2 号様式の規定に基づき交付された月ぎめ駐車券とみなす。